

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係る タスク・フォースにおける検討の進め方(案)

1. 各論点について「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」見直し等に係るタスク・フォース(以下「TF」という。)構成員の意見を踏まえた方向性について

(1) 検討の対象となる研究目的及び検討の優先順位について

- ・ まずは、「生殖補助医療研究」目的について検討する。
- ・ その後、速やかに「遺伝性疾患(先天性)の新たな治療法(予防法)の開発に資する研究(先天性の難病を含む。)(以下「難病等遺伝性疾患研究」という。)目的の場合及び「疾患(がん等)に関連する新しい治療法(予防法)の開発に資する研究」(以下「疾患(がん等)研究」という。)目的の場合等について検討する。

(2) 対象とするヒト受精胚の種類について

- ・ まずは、「ヒト受精胚へのゲノム編集技術を用いる研究について(中間まとめ)」(平成 28 年 4 月 22 日「生命倫理専門調査会」)(以下「中間まとめ」という。)で規定された「余剰胚」を対象に検討する。
- ・ なお、「新規に作成された受精胚」(以下「新規作成胚」という。)を用いた研究については、改めて「生命倫理専門調査会」の判断を仰ぐ。^{注1)}

(3) 具体的な制度的枠組みについて

- ・ TF においては、まず「指針」の策定を前提に検討する。
- ・ なお、「法的な枠組み」の必要性等については、改めて「生命倫理専門調査会」の判断を仰ぐ。^{注2)}

2. 上記を踏まえたタスク・フォースにおける検討の進め方

- (1) 先ずは、「生殖補助医療研究」を目的とした、「余剰胚」を用いる研究を対象とする「指針」の整備に必要となる「対象となるゲノム編集技術等の範囲」、「倫理審査体制」等の事項について検討する。
- (2) その後、「難病等遺伝性疾患研究」目的の場合及び「疾患(がん等)研究」目的の場合について、「生命倫理専門調査会」における対象疾患の検討結果に基づき、TF において引き続き検討する。

3. 国民を巻き込んだ議論等について

また、前項(1)、(2)の検討にあたっては、「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)」(平成 22 年 6 月 19 日「科学技術政策担当大臣・総合科学技術会議有識者議員」)等を参考に、国民を巻き込んだ、TF 等での議論を行うとともに、研究の進め方について検討する。

注1) 「中間まとめ」において、「ヒト受精胚を新たに作成して当該研究を進める必要性は、現時点では確認されない。」としていることから、TFにおいて「新規作成胚」を検討の対象とする場合には「中間まとめ」を越えた内容となると考えられる。それゆえ、「生命倫理専門調査会」において「余剰胚、未受精卵等」の保存実態等に基づき、「新規作成胚」を研究に用いなければならない科学的合理性及び必要性並びに社会的妥当性について改めて検討を行い、結論を得たうえでTFにおいて検討を進めることが望ましい。

注2) 「今後の対応方針」(平成 29 年 5 月 19 日「生命倫理専門調査会」)において「最先端技術のヒトへの応用にあたっては生命倫理の遵守と研究の推進の両立が可能となるよう、「基本的考え方」の見直し等の検討を行い、その検討結果を受け、関係省庁においてヒトへの応用に対応するため所要の指針等の検討を促す。」としていることから、「法的な枠組み」の検討については、TF設置目的である「指針等の検討」の想定範囲を越えた内容となるため、改めて「生命倫理専門調査会」の検討のうえ結論を得た後にTFにおいて検討を進めることが望ましい。